

概要版

東京都新宿区北新宿4-8-16 北新宿君嶋ビル9階
電話 03-5937-2444 FAX 03-5937-4888
きょうされん 理事長 西村 直

報道関係各位

2016年4月20日

障害のある人の地域生活実態調査の結果報告

2014年に日本政府は障害者権利条約を批准し、障害のない「他の者との平等」を基礎とした法律や制度づくりへの大きな節目となった。障害のある当事者や家族、支援者は権利条約批准を機に、制度改革が一層推し進められることを期待したが、地域での生活は充実するどころか、厳しさを増している。また、2016年の通常国会で審議が予定されている、障害者総合支援法の改正案には、障害のある人の所得や生活保障を拡充する改正内容はほとんどみられない。

こうした状況を踏まえて、当会では加盟している障害者支援事業所を中心に関係団体などに呼びかけ、障害のある人の所得や暮らしぶりの状況を調査し、障害のない人との格差を明らかにした。

■調査概要

送付先 きょうされん加盟事業所、関係障害者団体、地域活動支援センターなど

対象 主に障害福祉サービスを利用している障害者

期間 2015年7月～2016年2月

回答数 1万4745人

【「他の者との平等」からかけ離れている・その1】**障害のある人の貧困率は、障害のない人のおよそ5倍**

表1

	障害のある人	障害のない人
年収 122万円 いわゆる「貧困線」以下の割合	81.6%	16.1% ₍₁₎
年収 200万円 いわゆる「ワーキングプア」以下の割合	98.1%	24.0% ₍₂₎

(1)厚生労働省・平成25年国民生活基礎調査より (2)国税庁・平成26年分民間給与実態統計調査より

障害のない人の収入はほとんど増えていない

表2

	本調査(2015年実施)	前回調査(2011年実施)
年収 100万円以下	61.1%	56.1%
年収 200万円以下	37.0%	42.8%

表1にみられるように、相対的貧困とされる年収122万円以下障害のある人たちが81.6%にも及び、障害のない人のおよそ5倍であることがわかった。これは、生活保護基準より低い障害年金等の所得保障、また一般就労と比べ非常に低い福祉的就労の工賃などさまざまな問題が絡んで起きてている。これでは、自らの収入で生計をたてることなどできず、次の項目で述べる「親との同居」をせざるを得ない。

出典:きょうされん